

議会運営委員会報告書

平成28年4月21日

備前市議会議長 田 口 健 作 殿

委員長 橋 本 逸 夫

平成28年4月21日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

記

案 件	審査結果	備 考
1 議長の諮問に関する事項についての調査研究 ① 政務活動費収支報告書の審査 ② 行事予定	継続調査	—
2 議会の運営に関する事項についての調査研究 ① 議会運営委員会協議事項（申し送り事項）について ② 6月定例会（初日）の運営について	継続調査	—

<報告事項等>

- 熊本地震の義援金について
- 学力向上事業に関する協定の調印式について

《 委員会記録目次 》

招集日時・出席委員等	1
開会	2
議長の諮問に関する事項についての調査研究	2
議会の運営に関する事項についての調査研究	11
報告事項等	19
閉会	21

議会運営委員会記録

招集日時	平成28年4月21日（木）		午前9時30分	
開議・閉議	午前9時30分	開会 ～	午前11時53分	閉会
場所・形態	委員会室A・B	閉会中の開催		
出席委員	委員長	橋本逸夫	副委員長	西上徳一
	委員	尾川直行		津島 誠
		掛谷 繁		星野和也
欠席委員	なし			
遅参委員	なし			
早退委員	なし			
列席者等	議長	田口健作	副議長	守井秀龍
	委員外議員	なし		
	紹介議員	なし		
	参考人	なし		
説明員	議会事務局長	草加成章	議会事務局次長	入江章行
	議事係長	石村享平	議事係主査	青木弘行
	庶務調査係主査	高木悦子		
傍聴者	議員	なし		
	報道関係	なし		
	一般傍聴	なし		
審査記録	次のとおり			

午前9時30分 開会

○橋本委員長 皆さん、おはようございます。

このたびの熊本地震により被災された方々にお見舞いを申し上げるとともに、亡くなられた方の御冥福を心よりお祈り申し上げます。

本日の出席委員は6名全員でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会します。

***** 議長の諮問に関する事項についての調査研究 *****

まず、議長の諮問に関する事項についての調査研究のうちの①政務活動費収支報告書の審査ということで協議をしたいと思います。

事務局からの説明を求めます。

○石村議事係長 それでは、政務活動費収支報告書の審査の方法について御説明をさせていただきます。

審査は、こちらに御用意しております議員ごとの収支報告書のファイルを回覧していただくことで休憩中をお願いいたします。

議員ごとのファイルには、一番上に審査表を挟んでございますので、ファイルを御確認いただいた後、審査された委員のお名前と報告書の疑義について、使途項目の疑義と内容等について御記入をいただきたいと思っております。

審査が済まれましたら、委員の机の上に配付をさせていただいておりますA3のチェックシートに審査済みの方のチェックを入れていただいて、審査漏れのないようお願いをしたいと思います。

全ての審査が終わった段階で、審査表をコピーして各委員に配付させていただきます。その段階で委員会を再開いただいて、1件ずつ各議員の疑義について御協議をいただきたいと思っております。

参考資料としまして、使途基準やその他の取り決めをチェックシートに併載しておりますので、審査をされる際の参考としていただければと思っております。

なお、例年どおりの受け付けの段階で事務局にて確認はいたしておりますが、今回は取り扱いは是非について委員会の御判断をお願いしたい箇所には附箋をそのまま残しておりますので、よろしくをお願いいたします。

○橋本委員長 ただいま事務局が説明したような形で審査を進めていくことにつきまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、直ちに議会運営委員会を休憩いたします。

午前 9時33分 休憩

午前10時32分 再開

○橋本委員長 それでは、休憩前に引き続き議会運営委員会を再開いたします。

休憩中に各議員の政務活動費の収支報告書を見ていただいて、疑義が4名分出ております。これらについて、個々に勧告をするかどうかをここで決めていきたいと思っております。

皆さんのお手元に既に資料は配付済みと思っております。順次やっていきたいと思っております。

まず1番目が田原隆雄議員ということで、掛谷委員から、その他で法律相談の弁護士の相談料が入っておるが、これはちょっといかがかなというふうな御意見がございます。どのように取り扱ったらよろしいでしょうか。

〔「領収書がございますか」と呼ぶ者あり〕

領収書ありますよ。1万800円でございます。

項目としては、アルファビゼンの件で相談をしたと。どういう相談内容であったかは記載はされておらなかったです。

皆さん、どのように思われますか。

○掛谷委員 いや、初めて出てきたケースなんで、私も、どっちか言えば疑問に思うとるだけであって、だめということと言おうわけじゃないんで、今後のこともあって、私もそういう相談をしたこともあります。計上していませんし、こういうことであれば、今後こういうことについてもオーケーかなというのであれば、また皆さんも違うんではなからうかと。幾分疑問というか、投げかけてという話です。

○橋本委員長 疑問ですね。支出の明細書には、アルファビゼン盗難事件の対応ということで弁護士の相談料ということになっております。ですから、アルファビゼンの電線の盗難事件に対してこの弁護士にいろいろと相談をしに行っておるということがうかがえると思っておりますが、これを本人に勧告するか否か。

○尾川委員 調査研究か、訴訟の準備か、そのあたりの区分をせにゃいけんのんじゃねえかな。一般的に相談というんか、その事案について調査するということになったら調査研究の中に含まれる、それたびたびあったりするんなら。その辺、その判例やこうどんなんかな。

○橋本委員長 弁護士相談料としては、その政務活動費では目新しいというか、初めてですよ。

どんなでしょうか、そうしたら本人に、これが調査研究なのか、あるいは訴訟の前段階の相談なのか、そういったところを確認して、訴訟の前段階だというようなことを言われるんだったら、それはいかがかと思えるよという勧告をすると。一般的にいろいろなことにお尋ねに行ったんじゃ、聞きに行ったんじゃということで、調査ということであれば、このままにしておいてもいいというようなことを一遍本人に事務局を通じて聞いてもらいましょうか。どんなでしょうか。

○尾川委員 その前に一遍、一般的にどんなんかというのは、やはりその事務局の勉強方々調べてみるというのも一つの方法じゃねえんかなと思うたりすんですけどな。

○橋本委員長 事務局は、この項目についてどこか上部団体あたりに意見を聞いたというようなことはないですか。

○入江議会事務局次長 ないです。

○橋本委員長 ないですね。それでは、上部組織に、こういったことが出ただけけれどもどんなでしょうかということでお伺いを立てた上で本人への対応ということではいかがでしょうか。

○掛谷委員 ですから、それを疑われんように、こういうことを相談しましたというのをちゃんと残して、尾川委員が言われるように、裁判前のそういった問題というふうなことになるようにちゃんと1枚出しとけばいいんじゃないですかね。研究もしていただいて、そういったものは、もうどこもそんなんないよというのであれば、ちょっと削除せないかんと思うし、いや、あるなといった場合に、それをちゃんと証明するというか、そういうものを添付しとればいいのではなからうかと。

○橋本委員長 この項目だけですか。アルファビゼン盗難事件の対応ということで書いておいて、別紙でそれらに関するものは何にも載ってないということですね、どういうことで相談をしたってというようなことは。

○掛谷委員 それはなかったと思う。

○橋本委員長 どちらにいたしましても、先ほど尾川委員が言われたように上部団体にも一遍お伺いを立ててみると。それで、本人に対して、これが調査研究なのかどうか、それから訴訟の準備等々の前段階での相談なのかというようなことを確認した上で、なんだったら、追加で資料的なものを、どういう相談の内容であったかというようなことをメモ程度でええから出してもらえたらということで勧告をすると。よろしいか、それで。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

じゃあ、次、田口健作議員でございます。

尾川委員のほうから、通信費で電話料金、本人名を記入すべきではないか。

○尾川委員 ご家族の名前になっとんですよ。何か前も、その辺があって、あえて名前を書くようなことはすべきじゃねえかというのは記憶があるんですけどな。

○橋本委員長 私も、以前家族の名義で契約しとったのをできんわと断念したことがあるんですが。何か名義を変えたら電話番号が変わるとかいうてややこしいことがあって……。

はい、議長、どうぞ。

○田口議長 その前に、最初のほうは、割引の関係で、同じ名義で引き落としとるわけですけど、電話番号が私の電話番号なんで、今まで指摘されたことがなかったから、そのままにしとったんですけど、そういう御指摘があったんで、今後、これを私の名前に、2つ分を私の名前にするんか、1個ずつ分けるんかは別にしても、紛らわしくないように使っているやつを私の名前に変えたいというふうに思います。

○橋本委員長 そういうことでよろしいか、この件については。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それじゃ、この件については以上。

続きまして、3人目ですが、川崎輝通議員で、尾川委員から、資料の購入費で山陽新聞の購読というのがあるが、これはいかがかということのようでございます。通常、メインの1紙を、これは政務活動費では計上できませんと。その他の資料、日刊紙でも何でもいいですけども、購入する費用を政務活動費として見るという決まりがございしますが、これは尾川委員、読んで字のごとく山陽新聞がメインじゃないのという私見ですか。

○尾川委員 本人にすりゃ赤旗かもわからんけど、一般的に言うたら、山陽新聞というたらそうじゃねえかなと。大体避けるべき、どういう表現しとったか、避けるべきじゃねえかというふうなことなんで、その辺です。本人はあえて上げてきとんじゃと思うんじゃけどね。

○橋本委員長 彼はいつも、赤旗新聞の日刊紙こそ第1新聞だと。

○尾川委員 そりゃうそだと思います。それは一般的かどうかの話じゃ。

○橋本委員長 山陽。朝日は2紙目以降だと。だから、それらの費用を政務活動費に上げると。で、赤旗新聞の分は置いとくと。

○掛谷委員 私たちはあげていませんからね。

○橋本委員長 公明新聞は上げていない。

どういたしましょう、この分については、皆さんどうでしょうか。

○掛谷委員 政党の出している新聞を第1新聞にはしていません。ですから、それは自粛すべきであろうというのが普通でしょうね。ただ、それは考え方じゃから、絶対というふうに言えるかどうか、私にはわかりません。自分自身の自粛という考えなんで。

○橋本委員長 ほかの方はどうですか。

恐らく政務活動費が認められとる市議会の共産党の市議は、第1新聞を赤旗というふうに捉えて報告を出しようられるんじゃないかなと想定されます。これは本人に聞いてみんやわかりませんが。恐らくこれ、議運が勧告しても、いいや、これが第1新聞じゃというて言い張るだろうとは思います。

○尾川委員 それと、政党新聞は出せんはずです。公明新聞でも一緒じゃ。出せん。

○掛谷委員 出せんのじゃけど、自分の所属政党の以外のはオーケー。基本はそうだと思うんです。

○橋本委員長 事務局に確認します。

自分の所属しておる政党以外の新聞はオーケー。オーケーというのは、それを第1の新聞に置いといて、その他の新聞を政務活動費に上げるというのは許されるんですか、許されないんですか、それは。

○入江議会事務局次長 参考資料の上の段で掲げております。資料購入費という欄があると思いますが、これは政務活動に使用できない経費となっていますので、これは書いてあるんですけ

ど、新聞の購読1紙のみはだめですよ、政党、「自己の政党」とは書いてないんです、これ。でも、自己の政党だともう読んでいます。自己の政党のものは自分はだめですよということじゃないかなというふうに、今まで、この制度が始まってからずっと言っているんじゃないかなと思います。

○橋本委員長 いや、それで疑問は、自己の所属する政党の機関紙、それはここには上がっていませんよね、今回の報告書には。赤旗新聞は上がってないです。だから、それがここで言う、それを第1の新聞としてこっちに置いとくということができかねないかですね。

○入江議会事務局次長 これは、明文化されていないので、これは議運でお決めいただく必要があるかとは思いますが、これ、今まではオーケーですね。

○橋本委員長 今までというのが、昨年あるいは一昨年もこのような格好で来ていたということですか。

○掛谷委員 だから、計上したときにはできませんよという話になるんじゃないか。

○橋本委員長 そうでしょう。計上してないんだからどうかなという。

○掛谷委員 そうなんです。だから、自粛というようなことしかないんじゃないかなと思うんです。

計上できないということ、それは明確なんです。

○橋本委員長 うん、だから計上はしてない。だけど、第1の新聞としてとっておくことができるかどうかという問題ですよ。

○掛谷委員 ちょっとよそなんかで、やはりちょっと……。

〔「よそはもっと緩いので、参考にならない」と呼ぶ者あり〕

ないんか。

○入江議会事務局次長 備前市の政務活動費は、政務調査費の性格が非常に強くて、すごく狭いんです。

○橋本委員長 緩和していないでしょう。

〔「緩和していない」と掛谷委員発言する〕

どうしましょう。今、事務局の説明並びに今までのケース、過去、昨年も一昨年もその前も、これをずっと認めてというか、議運から勧告はなされていないということのようでございます。このたび、改めて勧告するか、あるいはもう昨年同様でいくかということでございます。どのようにならうにいたしましょう。

○掛谷委員 もう過去にそれを認めるとしたら、今さらこれをというのは、もうそりゃいいんじゃないかなと思いますけどね。

○橋本委員長 どうでしょうか。

〔「よろしい」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。じゃあ、そのように尾川委員、取り計らわせてもらってよろしいでしょう

か。

○尾川委員 まあ一遍、これも勉強方、緩めえというんじゃなしに、きちっとやはり根拠を持って、どんだんどん変わってきょうから、政務活動費も。その辺は整理してもらいてえ。

○橋本委員長 そうですね、他市の事務局にも一遍聞いてみてください。

○尾川委員 よそのことは聞かずに自分で判断すりゃええんじゃけどな。

○入江議会事務局次長 去年は夏に県下の職員研修会があって、いろいろ聞いてみたんですけど、私どもの政務活動費は非常に使いにくいようになっているのがよくわかりました。

○橋本委員長 はい、それではそのように取り計らいます。

続きまして、最後になります。立川茂議員でございますが、掛谷委員から、調査研修費で、5月18日の720円が760円の間違いではないのかと、修正するか、訂正印を押印すべき、修正した上で訂正印を押印すべきじゃないかと意味ですね。

○掛谷委員 いや、どちらかなんですけど、ちょっと見ていただいて。

○橋本委員長 このままほっとたらあかんということですか。720円が、本当は領収書は760円ですか。

○掛谷委員 そうですね。やはり間違っとなら全部差しかえるか、押印をして、720円が760円ですよというふうに、やはり修正したところをそれで済ますんじゃいけないのかなと。訂正印を押すか、修正したものの添付をするということをしてないと思うので、根本的な間違いを言っているわけではない。もうちょっときちっと、印を押して、別にどういうことはないんで。

○橋本委員長 どういたしましょう、こりゃ、だけど金額が明らかにミスで、40円とはいえ、明らかなミスなんで、もう一度差しかえてもらうという方法が一番ええんじゃないかなと思うんですけどね。

どんなんですか、もう別に提出期限も、我々が審査するための提出期限ですので。720円を760円に直したり、ほかのところにもそういうのがある。

〔「うん、全部変わる」と呼ぶ者あり〕

ガソリン代、何。

〔「合計が変わる」と呼ぶ者あり〕

そりゃもちろん合計変わるわ。小計が変わるし。訂正してもらやあいい。簡単なことすわ。

〔「払い戻しでもふえるんかな」と呼ぶ者あり〕

〔「立川議員がオーバーしとったから、返金はない」と呼ぶ者あり〕

そりゃもう変わらず。そこを修正しとったほうが。領収書と小計の欄のところが違うんですから。

よろしいか、そのように修正をしてもらうということで。

〔「勧告じゃありませんけど、修正をきちっと」と呼ぶ者あり〕

次に、星野委員から、領収書の0-1、前払い料金の取り扱いをどうするか。0-1にはどう
いうものが載っとんですか。

○星野委員 年間購読料が、年度途中から、28年度の年度途中。

○橋本委員長 これはだめだ。

○星野委員 それをどう扱うかという。

○橋本委員長 いや、その該当年度の3月末までを計上せんと、それ以降の分については次年度
にしてもらわんと。

○入江議会事務局次長 その領収書の日付が平成26年、おとしのもので、新聞自体は去年の
ものなんです。

○橋本委員長 それじゃ、27年4月から27年7月じゃから、前払いじゃない。もう既に過去
形。

○入江議会事務局次長 前払いというたら前払いなんですけど。

○橋本委員長 該当期間の分だから、委員長としてはこれは問題ないんじゃないかなと思います
ね。一昨年度に払うとるけれども、その対象は昨年度の対象だから、これは昨年度の政務活動費
に計上してもええんじゃないか。

○星野委員 そりゃ、年度がまたがるんじゃない。

○橋本委員長 またがらないでしょう。27年の4月というたら、またがってないでしょう。去
年の4月からですよ。え、去年は、ちょっと待ってよ、市議選があつて、一昨年じゃね。じゃ
から、去年はええんじゃ、4月からが該当じゃから。

27年4月から28年3月末の政務活動費ですので、この教育新聞の該当期間はちょうどまだ
合致します。ただ、支払いをしたのが一昨年度。

〔「前払いみたいな」と呼ぶ者あり〕

だから、恐らくこれ、証明をとつとると思うんです。これが証明みたいなもんじゃろうと思
うんです。

○守井委員 お金が入ってないのに、それが対象になるかということじゃな。

○星野委員 年間購読として前払いする場合があつたりするじゃないですか。その取り扱いを
どうしていくかという。

○橋本委員長 恐らくそのうちの平成27年度分の領収書なんですよ。これ以前の分はあると
思うんです。わかります、26年8月に払うとんじゃから。

○石村議事係長 よろしいですか。なぜそういう領収書が発生するかといいますと、26年7月
に、7月分から6月分までの1年間分を購読されとんです。26年の政務活動費の際は、7月か
ら3月分までを計上されたと。残りの3カ月分がそのままことしの収支報告書に上がってきたと
いうことなんですけど、実際は、26年にお金が動いているんです、それを27年度の経費とし
て上げていいかどうかということが今問題になっております。

○橋本委員長 だから、前払いというよりも、立てかえ払いをしとったということですからね、普通なら問題はないと思うんですけど、ほかの皆さんどうでしょうか。

○尾川委員 実態で行きやええと思うんよ。要するにその期間の本を買うた金はその時期に計上するということでええと思う。払うたからというたって、前払いでいっとるような形を全部そこで上げてしまうのもおかしいんじゃないかなと。

○橋本委員長 そうですね。

○掛谷委員 ちょっとね、僕も月刊誌の「ガバナンス」とっていますけど、振り込みは平成28年度に入った4月以降に振り込むんですよ。でも、来年の3月までのお金を払うわけですよ、前払いといやあ、前払いだ。だけど、それはあくまでも28年に入ってから、そりゃお金を払うべきですよ。これは、そういう扱いが、この教育新聞社がおかしいんか、これしかできないんじゃないかな、そういうこと書いとかないかんわ。

○橋本委員長 いずれにしても、この領収書には瑕疵はないと思います。

○掛谷委員 いや、瑕疵がないんじゃないかなええけど、疑念を感じるから、そこへきちんと書いておけばいいん。こうこうこういうことで領収書はなっていますって。

○橋本委員長 書いてあると思うよ、これ、該当する期間を。ほいで、受領した日付も書いておし。だからこれ、恐らく領収書が2枚に分かれとるはずですよ。平成26年度分と27年度分とに分かれとる。7月末で、もう購読を中止しているということの証明。

どうでしょうか、別にこれはあえて問題にすべきことではないんじゃないかなというふうには思われるんですが、いかがでしょうか。

よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そういうことで。

はい、どうぞ。

○星野委員 この件は別として、前払い料金が発生した場合は年度を分けて報告するということがよろしいですか。

○橋本委員長 そうですね。その実態がどの年度が所属するかで、早く払っていても、次の年度で計上せにゃならんもんというのはあるはずですから、そういうふうにすべきだというふうに思います、年度は。そういうことで。

○尾川委員 その他として、上げりゃあええと思ったんですけど、問題提起として、1つは、田原議員の広報紙の印刷代が政務活動になるかどうかという、ほかにも印刷した人がおるんです。それと、韓国へ訪問したのが、その後……。

○橋本委員長 いや、韓国と思うて私もちょっと見たんです。

〔「違うんかな」と尾川委員発言する〕

韓国じゃなくて、関空へ出迎えに行ったり、それから下関へ行ったりということ。私も、

あれ韓国だったらこりゃ認められんな思うんですけど。

〔「それならいい」と尾川委員発言する〕

今のその広報紙の印刷に関して、政務活動費として認めるか否かという。

○尾川委員 後援会活動か、政務活動かというのは非常に微妙なとこなんじゃけどね。表現の仕方でもええんじゃけど、何かちょっと申し合わせというのをきちっとしとったほうがええんじゃねえんかな。その辺をちょっとどうなんかなというのを。

○橋本委員長 これは、申し送りのいろいろな案件の中にはどんなんでしょうか、これ事務局、入っとなんでしょうか。というのが、恐らく選挙等にかかわる後援会ニュース的なものの印刷費等々はこの政務活動費の対象ではないと私も思うんですが、ふだんの議員活動の中で、自分の後援会ニュース的なものを定期的に刊行されとりますけれども、定期か非定期かわからんのですけれども、これの印刷費だろうと思います。

○尾川委員 例えば名前が「議会だより」というたら通るんか、「後援会だより」というたらだめなんかということなんよね。そこで、みんなが何でもええから「議会だより」にしとけば政務活動費で落とせるよというふうに、逆に言うたらそういう解釈に統一しとったほうがええんじゃねえかなという、疑いを持たれる表現はやめて、備前市の場合はね。

○橋本委員長 どういうふうに取り計らいましょう。そのように一応議会運営委員会での方針ということで、個人が出すいろいろな文書については「議会だより」というような形が望ましいと、後援会ニュース的な、「後援会」というふうに名を入れると、次の選挙の対応じゃねえかというふうにとられるので、政務活動費を使いよったらややこしい言われるかもわからんので、できるだけ「議会だより」という文言を入れるようにという。

○石村議事係長 政務活動費交付条例の第8条なんですけど、使途制限というのがございまして、市民への配布を目的とした広報紙等の発行または配布のための経費というのは使用してはならないというふうに決まっております。ですから、これが一方向か、双方向かというところで御判断が変わってくるのかなというふうに考えております。

○橋本委員長 どういうこと。その議会だよりの的なものにしてだめということなんですか、それは。

○掛谷委員 もう一回ゆっくり言ってくれる。

○石村議事係長 交付条例の第8条で使途制限というのがございまして、市民への配布を目的とした広報紙等の発行または配布のための経費ですので、印刷代であるとか郵送代っていうのも配布を目的としたものであれば対象にならないということです。

〔「それならおえんが」と呼ぶ者あり〕

○入江議会事務局次長 わかりやすく言うと、配布だけするのはだめで、個人でやられる議会報告会へ持っていく資料についてはオーケー、そういう意味です。

○尾川委員 こりゃ皆ポストティングしょんじゃから、そりゃ違う。

○入江議会事務局次長 そうい意味です。

○橋本委員長 ちょっと暫時休憩をいたします。

午前 11 時 04 分 休憩

午前 11 時 10 分 再開

○橋本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほど問題となりました田原議員の後援会的な個人の配布文書の印刷代に関しては、先ほどのチェックの分にさかのぼって、そのようなものの印刷代は政務活動費として認められないという条例があるということを再確認しましたので、御本人にその旨勧告をするということによろしいか。よろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

じゃあ、事務局はそのように取り計らってください。

それでは、政務活動費のチェックにつきましては、以上で議了といたします。

次に、②行事予定等について、事務局の説明を求めます。

○石村議事係長 それでは、本日現在で6月定例会までの行事予定について一覧表にさせていただいておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

6月定例会は6月3日に招集されるということでございまして、1週間前の27日の金曜日が招集告示並びに議案発送となります。翌日が議会運営委員会ということですので、土日を挟みまして、30日の月曜日が議会運営委員会となりますので、よろしく願いいたします。

行事予定については以上でございます。

○橋本委員長 皆さん、行事予定の中で特に5月30日、これが議会運営委員会ということになるということでございますが、日程のほうはよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

じゃあ、日程を皆さん押さえとってください。5月30日議運ということですよ。

この行事予定について何か質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、次に移ります。

***** 議会の運営に関する事項についての調査研究 *****

議会の運営に関する事項についての調査研究で、①議会運営委員会の協議事項、申し送り事項につきまして、どういうことがあるか、わかる範囲で、事務局、列挙してもらえんですか。

○石村議事係長 議会の構成がえを控えておられまして、次期議会運営委員会への申し送り事項を取りまとめでいただく時期が来ております。

今までに議会運営委員会で御協議いただいた件としましては、議会基本条例について研究をしていくべきという御意見をいただいております。

それから、御視察も行っていただきましたけれど、執行部の反問権。

議会運営委員会では特に議題にはなっておりませんが、予算決算審査委員会でお話が出ましたが、予算、決算審査の委員会運営について。

議事以外の関係で、議員の福利厚生についてというお話も伺っておるかと思えます。

それから、18歳選挙権の関係で、選挙や政治を身近に感じてもらうための取り組みを議会として行ってはどうかという御意見もいただいております。

事務局ではその数件を把握しておりますが、それ以外にもございましたら、次の5月30日の議会運営委員会では正式に御決定をいただいて、次期議会運営委員会に申し送りをしたいと考えております。

○橋本委員長 ただいま事務局の説明がございました。今までに上がったような項目としては、こういうふうなことが話し合われたんじゃないかなというふうには言われましたが、その中で、これはもう申し送りせんでもええでというようなこともございましたら御指摘いただきたいし、それにはないけれども、こういった項目を申し送り事項に加えてほしいというようなことがあれば加えたいと思えますが、いかがでしょうか。

○尾川委員 まず1点目が、議員研修会の予算をつけとるけど、27年度は、一切やってないでしょう。だから、やはり、今なった人はよう勉強しようとは思いますが、備前市議会としてどういう議員像を求めるかということ、やはりお互いに切磋琢磨していくということで、必ず実施するということ、やはりこの議会改革というのは、もう継続していかんだら緩んでしまう。この政務活動費一つにしても、もう基本を忘れてしまうんですよ。だから、そういうことをきちっとやって、予算はついとんじゃから、消化せえというんじゃねえけど、それはやはりきちっと実施すべきで、外へ出るのもええけど、やはり備前市議会としてどういうことをやっていくかということ、これを明確にすべきじゃというふうに思います。そりゃきちっとしとってもらわにやいけん。

○橋本委員長 尾川委員から、せっかく予算化しとんだから、これはもうきっちり、予算消化ということよりも、きちっと実を上げる意味でも、議員研修をやるべきだという御意見です。

いかがでしょうか、皆さん。これには恐らく反論はないと思います。やるべきだと私も思います。

これは、何でやらなかったんですかね。

○草加議会事務局長 先ほど尾川委員さんから御指摘をいただきました。おっしゃるとおりでございます、平成27年度は備前市議会として研修というのは行っておりません。

理由としては、岡山県市議会議長会をお受けしたというようなことで、日程が非常に窮屈であったということもありますけれども、一度企画した内容、議員さんの質問力を向上するための研修というのを考えておったんですけれども、研修講師の方の御都合でちょっとできなかったというようなこともありまして、年度末を迎えてしまったということで、非常に申しわけなく思っております。この場をおかりしておわびを申し上げたいと思います。

おっしゃられましたとおり、議員さんの資質向上には、こういった研修を継続して続けていくということは最も大切なことだと思っておりますので、こちらで決定していただきましたら、これはもう義務づけということになりますので、それが実現できるように全力を挙げてやっていきたいと思えます。

○掛谷委員 ちょっと私の記憶では、何か1議会に1講師が来るのが難しくて、たしか瀬戸内市と一緒にやったらできるという話があって、やったことがあると思うんですよ。だから、その辺を含めて、議員が研修することは、そりゃもう誰も反対もないし、いいんだけど、現実的にそういう問題があったりもするんで、その辺は、事務局は、現実問題どうなのかと。

ともに、講師料というんか、そういうものが必ず発生するもんなんですよ。私、それと関連して、市民を対象にしたような、議会が開催するような研修会も市民を巻き込んだやつをやっていますよね、真庭とか高梁とか新見とか。この議員の資質向上とは違うんですよ。でも、予算がもうとれないんであれば考えてもいいのではなかろうかと、議員だけを対象にする、市民を巻き込んで議員も連携する、そういうことも議会として考えていく。これ予算の問題と絡んでくるんで、議論があってもいいんじゃないかなと思って、言わせてもらいました。

○橋本委員長 その点に関しては、また次の議運で協議をしていただけたらというふうに思いますので、会派内でよく打ち合わせをして、提案してください。

まずもって、議員研修費は確実に執行せよというようなことを次の議運に申し送りをするということについては御異議ございませんね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、それを盛り込んでいただきます。

○尾川委員 まだあるよ、意見。議会報告会のあり方について、もう少し詰めた話を、どういふふう方向にしていくかということをやはり検討してもらってえなと思えます。議会基本条例と絡むかもしれんけど。

それともう一つ、政務活動費ですけど、備前市の場合は、まだ政務調査費の域を脱してねえわけなん。やはりそこをそういうふうにしましょうということにしたわけじゃ。陳情や何やかんやも認めてもええという状況じゃったんじゃけど、それをあえて備前市議会は、政務調査費の延長線上で、名前だけは政務活動費ということにしとるわけじゃ。だから、その辺をよう理解してもらわにゃいけんし、いろいろオンブズマンからも相当の要望が出とるわけ、いろんな政務活動費の問題が出てきて、だから、その辺をやはりやっていくべきじゃと。その備前市はかてえばあじやというんじゃなしに、きちっとやっていきましょうと、本来の政務調査、本来の目的で、100条にそういう規定があるわけじゃから、そういう方向のことをよう認識して。

そりゃええとして、議会事務局ももっと先進的な事務局と交流をしてほしいというふう思うんですよ。その相手先はどこなというたら、適当に、それはそれなりに皆さん知識があるし、何ぼでも出てくるんやから、そういうことをやってほしいなということですよ。

○橋本委員長 はいじゃ、今2点ございました。議会報告会のあり方について、次期議会運営委員会で協議をしてほしいという点ですね。これにつきましては皆さんどうですか、よければ申し送り事項に加えたいと。

それから、その次の議会事務局の交流を活発化せよという御趣旨だったと思うんですけども、これにつきましてはどんなでしょうか。

○掛谷委員 もちろんみんなせないかんと思うんですね、事務局も議員も、議長・副議長含めて、みんなですよ。議会事務局だけではないんです。だから、何も反対でも何でもないので、ただ、議運で、議運ですよ、事務局は、我々議運のメンバーがこういうふうにしたらいんじゃないかと、こういうに変えたらいいんじゃないかと、我々のほうがどっちか言やあ、メーンですから、事務局はあくまでもフォローですから、事務局先導というのはあり得ないわけですよ。だから、尾川さんの言よんのもわかります。そりゃ勉強もして……。

〔「そりゃ、だから意見が違う」と尾川委員発言する〕

いや、だから我々のほうが責任が重いんですよ、あくまでも。

例えばですよ、政務活動費になったのは、陳情もええよとなってきたから活動費になったわけですよ。だったら、何でそれを、私から言わせれば、入れないんですかと。皆さん、議員がそりゃせえでもええみたいに言う、ほんなら事務局も、はい、わかりましたという話よ。我々がやりゃええわけですよ、と僕は思いますよ。だから、諸問題入れりゃええんです、入れときゃええんです。政務活動費、陳情なんかでもオーケーよというのを考えてもええよと。

○橋本委員長 それだったら、もう具体的に政務活動費の取り扱いについて、もう一遍次の議運で協議をしてほしいということを提案しますか。今の議会事務局も交流をとかなんとかということじゃなくて、どんなでしょうか、尾川委員。

○尾川委員 いやいや、わしの言ようことは、別に事務局に主導権を持てと言よんじゃねえよ。そういう意味じゃねえんよ、やはりお互い、議員も議会事務局も切磋琢磨しながら、市民ともあるけど、やはりそれをやっていくというのは理想像じゃと思う。

それと、その政務活動費については、そりゃもうみんなまた議論すりゃええけど、私は個人的には、やはり備前市議会はある程度余り緩めずに、何でもかんでも陳情に行ったりすることまでが政務活動費かと、やはりある程度調査研究に絞るべきであるという考え方ですよ。そりゃ、次の議運で検討してもらやあええけどね。

○橋本委員長 今の議会報告会のあり方については、皆さん恐らく異議はないと思うんです、それは協議で。で、2点目の、その議会事務局云々のところがちょっと、具体的に文言としてどういふことで申し送りをするか、ちょっと取りまとめでいただきたいんですけど。

○尾川委員 今ね、進んだ事務局同士で個人的に交流したりいろいろしょうるんですよ。そういうのがあって、そういう会に、岡山県でもええと思う。じゃから、議長会でそういう提案をしながら、議会事務局との交流、その予算が要るわけですよ、やはり。そういう交流をしながら模索

していくという、今言う、政務活動費は備前市が進んだらいいか、かたいというんか、そういう表現があったけど、要するに交流をやりながら、議会、議員のあり方、議会のあり方を調査研究を、事務局側もしようと思うけど、独自の形でやってくださいよと。

○橋本委員長 それをぐっと凝縮して、次の議運に文書でもって、こういうことをやってくださいと。

○尾川委員 議会事務局の資質向上でええですよ。

○橋本委員長 議会事務局の資質向上。

○尾川委員 また言葉が過ぎるけど。偉そうに言うな言われるけえの。じゃから、その言葉は抑えとったわけじゃ。短こう言えということからそういうことになる。

○橋本委員長 議会事務局の資質向上を議運で話しせえということですか。

いかがでしょうか、皆さんどういふふうに取り扱いますか、そういう尾川委員からの提案でございますが、どうでしょうか。

〔「よろしい」と呼ぶ者あり〕

じゃあ、とりあえずそれも文言の中に入れておきましょう。

それから、さっき事務局が言われました議会基本条例を制定するか否か、そういったことについて次の議運で調査研究してほしいと。しないならしない、するならするということ。

それから、我々が議会運営委員会でいろいろと視察に行きましたときに、執行部の反問権を認めておるところが幾つかありましたが、そういったものも我が備前市議会でどうするかを一度協議してほしいということですね。

それから、予算決算審査委員会の運営の方法をすっきりしたほうがええんじゃないかなという意見も中にはぼろぼろあります。それをどのように取り扱うかということについて協議をしてほしいと。

それから、最後のほうに議員の福利厚生ということを言われたんですけど、これはどういうことでしたかね。

○石村議事係長 具体的には、議員さんの健康診断の補助であるとか、年金の話も出たと思うんですけど、備前市議会だけで片づく問題かどうかはわかりませんが、そういったお話も出てきた経緯がございます。

○橋本委員長 具体的に年金の問題は、これは我々備前市議会がどうこう言うてどうこうなるものじゃないですよ。もう一つの健康診断というのは、我々が年に1回か2回、健康診断を受ける、そういうのを制度化してはどうかという提案ですか。

いかが取り計らいましょうか。

○尾川委員 前に言うたのは、そういうことも含めて、例えば国民健康保険は、会社負担分じゃねえけど、半額を負担するような制度ができるかできんか、もう年金制度はやめとんじゃから、議員の魅力をつくらにやいけんということで、確かにやめたら何もねえからね、そりゃなり手が

少ねえということもあるかもわからんけど、そういう福利厚生の充実ということで、そういう国民健康保険の半分、市民がどう言うか知らんですよ、半分、普通会社勤めしたら半分もってくれるわけなんじゃけど、そういうことで、報酬がアップするか、そういう面で救済していくかという一つの議員に対しての魅力、優遇するんじゃなしに、魅力づくりというのはある程度していけばええんかなというふうに。そういう問題を引き続き検討して、どういう結論になるかわからんとしても、1つ、今回の議運で手当の率を、事務局も頑張ってくれて、何とかなっただけですけえど。

○掛谷委員 福利厚生に関しては、以前は玉野市が進んでいたんです。今はちょっとわからんですけどね。ですから、それぞれ調査をしていただいて、福利厚生はどういったものがされているんかということで、また教えていただければいいと思っています。

○橋本委員長 いや、我々のこの今の現在の議運でじゃなくって、次に申し送りをするのに…

○掛谷委員 申し送ってください。

○橋本委員長 これを申し送って、先進地あたりの事例を参考にしながら、福利厚生のアップということにつなげていくかどうかということですから。

じゃあ、この項目を入れておきましょうか、どうでしょうか。

○掛谷委員 そりゃもうぜひ、それは入れたほうがいいですよ。

○橋本委員長 じゃあ、議員の福利厚生について、他の自治体等々のことを研究しながら、調査研究しながら、でき得る部分で備前市も対応するか否かという点について議運で協議してほしいということですね。

ほかに何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございます。

それでは、この申し送りにつきましては以上で終了といたします。

次に、②6月定例会初日の運営についてということで、事務局の説明を求めます。

○石村議事係長 それでは、6月定例会の初日の運営についてでございますが、次期定例会は、申し合わせ等の任期満了に伴う議会構成が行われる予定となっております。6月定例会の議事日程のうち、議会の構成がえに係る議事運営について、あらかじめ御説明をさせていただきたいと思っております。

お手元に議会構成がえの運営について（案）という資料がございますので、ごらんいただきたいと思っております。

まず、1ページ目ですけれど、各種役職の任期について御確認をいただきたいと思っております。

正副議長、常任委員は、それぞれ平成26年6月2日の選挙または指名により就任をされておられます。また、東備消防組合を初めとする一部事務組合議会議員につきましては、6月5日に

選挙が行われまして就任をされておられます。ただし、構成がえの際の一部事務組合議会議員さんにつきましては、5月末で今まで辞職をいただいております。本日は、初日の日程とあわせて、一部事務組合議会議員辞職願の提出を事務局にて代行させていただくこと、それからあらかじめ5月31日で辞職の許可をいただくことの御了解をいただきたいと思っております。

定例会第1日目の議事日程は、初議会の際と同様に正副議長選挙までを行い、その日は散会とし、散会後の協議が調い次第、常任委員、議会運営委員を新議長に御指名をいただきたいと考えております。

一部事務組合議会の議員さんにつきましては、次の本会議、定例会第8日目で選挙を行う運営といたしております。

正副議長選挙に係る所信表明会の開催手続につきましては、内規に基づきまして会派代表者会議で決定されることになっておりますので、会派代表者会議を開催していただいて決定をいただきたいと思いますが、内規において、申出書の提出は選挙を行う定例会の運営を審査する議会運営委員会の終了後から招集日前日の午後5時までとなっておりますので、内規に基づきまして予定を記載しております。ですので、5月30日の議会運営委員会終了後から前日の6月2日の午後5時までということになっております。

また、現在総務産業委員会において継続審査となっている案件がございますが、定例会までに閉会中の委員会で結審がされた場合は委員長報告がございますので、よろしく願いいたします。

それでは、2ページ目以降において、議会構成がえの運営についてをごらんいただきたいと思っております。

本会議中の動きと議事日程を太枠で表示をいたしております。

開会后、議長、市長、教育長の御挨拶をいただきます。なお、4月の人事異動により議場出席説明員がかわっておりますので、市長挨拶の中で該当する幹部職員の紹介をいただきます。その後、会議録署名議員の指名、会期の決定を行っていただいて、総務産業委員会の請願が結審されていけば委員長報告がここに入ります。そこから先が議会構成に伴う日程となっております。

まず、本会議を休憩していただいて、議長が副議長に申し合わせによる辞職願を提出されません。本会議再開後、副議長により議長の辞職許可をお諮りいただきます。辞職が許可されますと、議長選挙が最優先議事となりますので、直ちに選挙になりますが、議長選挙に係る所信表明会を開催するため、本会議を再び休憩していただきます。休憩中の所信表明会は、立候補者以外の年長議員によって運営をお願いすることとなっております。これも内規で決まっております。議長選挙に係る所信表明会閉会后、議長選挙を行うため、本会議を再開いただきます。なお、所信表明会につきましては、これまでも公開いたしております、インターネットの中継もさせていただいております。議長選挙の議長職は副議長にお願いをいたします。新議長が決まりましたら、議長職を交代していただいて、新議長によって議席の変更をお願いするため、再度本会議を

休憩していただきます。再開して、議席の一部変更後、再度休憩し、休憩中に、今度は副議長が新議長に申し合わせによる辞表を提出されます。本会議再開後、副議長の辞職許可を諮っていただき、辞職が許可されますと、議長選挙同様、所信表明会開催のため、本会議を再度休憩していただきます。副議長選挙に係る所信表明会の運営については、議長選挙の際と同様でございます。所信表明会閉会后、副議長選挙を行うため、本会議を再開していただき、副議長選挙が終わりましたら、定例会の初日については散会となります。

本会議散会后、常任委員及び議会運営委員が任期満了となっていること、また一部事務組合議会議員が不在であることから、申し合わせにより、全員協議会におきまして、各常任委員、議会運営委員、一部事務組合議会議員の選出をお願いしたいと思います。常任委員等の選出が終わりましたら、常任委員、議会運営委員につきましては議長に御指名をいただき、初議会の際は直ちに常任委員会を開催いただいて、正副委員長互選をお願いしております。初議会の際は、以前に議会運営委員会に常任委員会の正副委員長に入ってくださいといった運営をしていたことがございましたので、先に正副委員長を決めていただいたんですけれども、今期の委員の構成の決め方は、議会運営委員に常任委員会の委員長が入れるという運営ではございませんでしたので、以前の経緯から散会后の予定を記載をしておりますが、議会運営委員の選出方法によっては開催順序が前後する場合も想定されます。全ての委員を選出されてから、常任委員、議会運営委員で正副委員長を互選されるということもあり得ますということです。初日は、議会だより編集委員までをお決めいただいて、解散していただきたいと思っております。

資料の最後のページですが、定例会第8日目、6月10日でございますが、開議に当たりまして委員の選任と正副委員長互選の結果を御報告いただきまして、議長の常任委員の御辞退と一部事務組合議会議員の選挙を行っていただきたいと思っております。

なお、一部事務組合議会議員の選挙は、申し合わせにより、全員協議会の結果をもって指名推選となります。取り消し線でお示ししておりますとおり、和気・赤磐し尿処理施設一部事務組合議会につきましては、28年3月31日をもって備前市が脱退しておりますので、選挙は4組合分となります。

構成がえの日程については以上でございます。

○橋本委員長 ただいま説明がございましたが、6月定例会初日の運営についてということでございます。

何か御質問、御意見があれば。

○星野委員 意見なんですけど、副議長選挙の所信表明は必要ですか。もうやめてもいいんじゃないですか。

議長なら所信が言えますけど、副議長ですよ。

〔「議長の補佐をしますというて」と呼ぶ者あり〕

それしか言えないじゃないですか。

〔「そう、それだけでええんじゃ」と呼ぶ者あり〕

○橋本委員長 議長の足引っ張っちゃうという言う者もおるじゃろうし。まあ、決めとることじゃから、今まで決めとることじゃけん、やりやええが。

どんなですか。

〔「悪い方向の話じゃないから」と呼ぶ者あり〕

でも、意味はないです。

〔「本来意味はないよ」と呼ぶ者あり〕

〔「そういうもんじゃ、儀式的なもんじゃ」と呼ぶ者あり〕

儀式じゃないですね。

〔「儀式的なもんが濃いんじゃ。こだわらんでもよかろう」と呼ぶ者あり〕

儀式的なんだったらやめればいい。

〔「そりゃ、ええんじゃねえ。」と呼ぶ者あり〕

〔「やはり、一応はそれだけのことになっとんじゃから」と呼ぶ者あり〕

〔「副議長も議長職をせにゃいけん場合もあるんじゃから」と呼ぶ者あり〕

今の星野委員の意見は、もう今までどおりやると。

〔「それでいいんじゃろう、別に」と呼ぶ者あり〕

言わんとしとることはようわかる。わかるけどな。そりゃ、そこまで、先人が決めたことだろう。意味はねえんじゃけど。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございましたら、6月定例会初日の運営についてはこのとおり行いたいと思います。

***** 報告事項等 *****

その次、③でその他、ここでちょっと1件、皆さんに御相談がございます。冒頭でもちょっと申し上げましたように、平成28年熊本地震、今熊本から大分のほうにも大分移っておるんですが、大きな大きな地震被害になっております。それで、さきの東日本大震災のときには、備前市議会全員が義援金という形を全会一致で決定をして、いち早く義援金を出しました。ある議員から今回もそのようにすべきではないかという御意見が出ております。これをこの議運で取り計らって、これ議運で決定ということじゃなくて、その方向に行こうということになれば、事務局を通じて各議員に意向を聞いて、全会一致になりませんとできないものがございますので、そういったことをやってはいかがかという意見に対してどうでございましょうか。

○掛谷委員 やってください。既にほかの議会もどんどんやっておりますし、ぜひやればいい。

○橋本委員長 ほかにございませんか。どうでしょうか。

〔「よろしい。やってください」と呼ぶ者あり〕

それではそのように取り計らいます。

○津島委員 提出先はどなたにされるんです。前は、まとめて山陽新聞の備前支局に渡した。そしたら、何にも載らなんだ。

〔「載ってたよ」と呼ぶ者あり〕

載ったんか。

〔「載つとろう」と呼ぶ者あり〕

〔「載った、載った、たしか」と呼ぶ者あり〕

だから、日赤がええと思うな、今度は。

○石村議事係長 平成23年の東日本大震災の際は、山陽新聞社会事業団さん宛てに備前市議会として、お一人1万円、22人でしたので22万円を集められて、全員の賛同をいただいて、山陽新聞の備前支局長へ議長室でお渡しをされております。その際、私もちょっと新聞を探してみたんですけど、見当たりませんでした。議会だよりにはそのお渡しされるシーンと、それから広報はさせていただいております。

○津島委員 山陽には載らなんだろう。

〔「いや、載ったと思うんじゃないけど」と呼ぶ者あり〕

〔「全部載りようで」と呼ぶ者あり〕

○橋本委員長 そこら辺はよく、するもんならきっちりとPRもしてほしいし。

○尾川委員 25日に厚生文教があるでしょう。旧アルファビゼンの説明を、委員会とはちょっと違うということで、総務産業には話が出て資料は配つとんと思うんじゃないけど、何か冒頭にでも説明をしたほうがええんじゃないかねえかなという感じがするんです。考えとるんかどうかわかんませんよ。

○橋本委員長 この件につきましては、執行部と、それから厚生文教委員長に相談をして、その必要がありということであれば、開会前に説明を願いたいなというふうには思いますが、いかがでしょうか。

〔「終了後に予定されてます」と星野副委員長発言する〕

え、終了後。ちょっと待ってください。どうも副委員長が言うには、委員会終了後にそういう説明を受けることをもう既に予定しておることですので、議運がとやかくもう言わんような格好のほうがええと思いますんで、事務局、この件は、じゃあよろしいですね。

○石村議事係長 はい。

○橋本委員長 ほかに、その他ございますか。

○掛谷委員 ですから、今のアルファの新しい案を総務産業ではきちっと説明があった。別途で、その厚生文教委員会で説明をすると、こういう話ですか。今初めて聞いた。

○橋本委員長 私も今初めて聞きましたよ。

○掛谷委員 いや、それはもうそれでいいのかな。全員協議会なんかはしないんですか。いや、

委員会がまず聞かなんたらいけんから聞くんですよ。委員会にまず、決まったことはこうですというのが話されて、本来なら、全員協議会で皆さんと、こういうことで説明するんが普通じゃないですか。

○橋本委員長 暫時休憩します。

午前 11 時 50 分 休憩

午前 11 時 52 分 再開

○橋本委員長 休憩前に引き続き議会運営委員会を再開いたします。

その他の項目でほかにございますか。

○草加議会事務局長 1 件、御報告をさせていただきます。

学力向上事業に関する協定の調印式についてでございます。

去る 4 月 14 日に杉浦教育長から、備前市と岡山大学大学院の研究室、それから株式会社ベネッセコーポレーションとの教育振興に関する産学官の連携協定の調印に当たり、議長に対し、立会人としてその調印式に参加してほしいという旨依頼がありました。この依頼を受けまして、議長がその協定書の調印式に立ち会うということでございますので、御報告を申し上げます。

○橋本委員長 報告ということで、聞きおいたらいいんですね。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございます。

それでは、これもちまして本日の議会運営委員会を終了したいと思います。長時間にわたり御苦労さまでございました。

午前 11 時 53 分 閉会